

一般社団法人 防災学術連携体
臨時総会 議事次第

日時：2021年4月20日（火）9時～10時

場所：ZOOMによるオンライン会議、防災学術連携体事務局（A-Forum）

■議事次第

1. 開会の辞
2. 議長選出
3. 議長挨拶
4. 議事録署名人の指名
5. 議事

法人設立経緯と会員構成について

第1号議案 一般社団法人防災学術連携体 一般規則について
(幹事会開催 役員選出)

代表幹事挨拶, 副代表幹事挨拶

第2号議案 一般社団法人防災学術連携体 2020年度事業計画案について

第3号議案 一般社団法人防災学術連携体 2020年度収支予算案について

6. その他

今後の検討事項について

今後の予定について

■配付資料

資料1 第1号議案 一般社団法人防災学術連携体 一般規則（案）

資料2 第2号議案 一般社団法人防災学術連携体 2020年度事業計画（案）

資料3 第3号議案 一般社団法人防災学術連携体 2020年度収支予算（案）

資料4 一般社団法人防災学術連携体 会員リスト

資料5-1 第3回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」（趣旨仮案）

資料5-2 第3回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」（プログラム仮案）

資料6 ぼうさいこくたい2021 ちらし

参考資料1 防災学術連携体 2020年度監査報告書、収支報告書

参考資料2 一般社団法人防災学術連携体 定款

第1号議案
一般社団法人 防災学術連携体 一般規則（案）

第1章 会員及び会費

（会員の要件等）

- 第1条 定款第6条に規定する会員のうち、正会員、学識会員及び特別会員になるには、入会申込書の提出に当たって正会員または学識会員の2者から推薦状を得ているものとする。
- 2 理事会が会員の入会の承認を行うに当たっては、事前に幹事会の意見を聴かなければならない。

（会費）

- 第2条 定款第8条に規定する会員の会費は次のとおりとする。
- (1) 正会員及び特別会員の年会費は50,000円とする。
ただし、会員数1,000人以上5,000人未満の正会員の年会費は30,000円、会員数1,000人未満の正会員の年会費は20,000円とする。ここで正会員の会員数とは、各学協会の定款・規約等で定めた「会員」の総数をいう。
- (2) 学識会員の年会費は5,000円とする。
- (3) 賛助会員の年会費は、1口50,000円で、1口以上とする。

（防災連携委員）

- 第3条 正会員及び特別会員は、防災連携委員を各2名選任し、速やかにこの法人に届け出なければならない。防災連携委員に変更を生じたときも同様とする。
- 2 防災連携委員は、この法人に対して正会員または特別会員を代表して連絡調整を担うとともに、この法人の事業を推進する。

第2章 理事及び理事会

（理事について）

- 第4条 理事は、この法人の運営の実務に携わる者とする。

（理事及び監事の選任等）

- 第5条 理事会は、理事の選任決議を行うため、第9条の幹事会が選定した理事候補者に基づき、理事選任候補者の名簿を総会に提出しなければならない。
- 2 監事の選任についても前項と同様とする。ただし、前項の「理事選任候補者」とあるのは「監事選任候補者」と、「理事候補者」とあるのは「監事候補者」と読み替えるものとする。

（欠員）

- 第6条 定款第24条に規定する役員の欠員の補欠の選任は、理事または監事の在任者が、定款第20条において定めた定数を下回った場合に行う。

(理事会について)

第7条 定款第13条で規定する事業計画の案を理事会が総会に提出するに当たっては、事前に幹事会での審議を経るものとする。

2 会員の入会審査及び委員会の設置に当たっては、理事会は事前に幹事会の意見を聴くものとする。

(理事会の運営)

第8条 定款28条に規定する理事会は、原則として、半年に1回以上開催するものとする。

2 理事会は、必要に応じ、定款第20条第1項に規定する役員以外の者の理事会への出席を求めることができる。

第3章 幹事会

(幹事会について)

第9条 定款第41条の規定により、この法人の事業を遂行するため、幹事会を設ける。

2 幹事会は、防災連携委員及び学識会員から選任された幹事をもって構成する。

3 幹事会は、幹事のうちから、代表幹事2名、副代表幹事2名、運営幹事2名を選任する。

4 代表幹事は、幹事会を代表して、この法人の事業を遂行する。

5 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。

6 運営幹事は、この法人の事業の遂行において、代表幹事を補佐する。

(幹事会の運営等)

第10条 幹事会は、前条に加え、理事会の業務遂行のため、第7条に規定する法人の事業計画案について収支計画に配慮しつつ検討をし、その意見を理事会に伝える。

2 幹事会は、会員の入会及び委員会の設置について検討し、理事会にその意見を伝える。

(幹事の選任等)

第11条 幹事は、10名以上24名以内とする。

2 幹事は、幹事会でその候補者案を作成し、理事会が承認する。

3 幹事の半数以上は、防災連携委員から選任する。

4 幹事は、理事を兼務することができる。

(幹事の任期等)

第12条 幹事の任期は、この法人の理事の任期と同じ期間とする。再任を妨げない。

2 補欠として選任された幹事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第4章 委員会

(委員会について)

第13条 定款第42条の規定により、この法人の事業を遂行するため、委員会を設ける。

- 2 委員会は、その任務遂行のため、防災連携委員及び学識会員から選任された委員をもって構成し、必要がある場合は、それら以外の専門家を委員に加えることができる。
- 3 委員会は、委員長を委員の中から互選によって決める。
- 4 委員長は、委員会を統括する。
- 5 委員の任期は、2年以内とする。
- 6 委員会を設ける時には、その目的、委員構成、運営方法などを規定し、理事会の承認を得るものとする。

第5章 主担当学協会と副担当学協会

(主担当学協会、副担当学協会)

第14条 この法人の事業の遂行及び幹事会の運営を支援するため、幹事会は、正会員の中から主担当学協会及び副担当学協会を選任する。

- 2 副担当学協会は、後任として主担当学協会になる予定の学協会であり、その任期中において主担当学協会の活動を補佐する。
- 3 主担当学協会及び副担当学協会の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(規則の変更)

第15条 本規則は、総会の決議をもって変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月〇日【臨時総会での決議による制定日】から施行する。
- 2 第2条の会費の規定は、この法人の設立の日から令和3年6月30日までの最初の事業年度に正会員及び学識会員となった者には適用せず、その年度の年会費を納めることを要さない。
- 3 この規則の施行時の幹事会の幹事は、次のとおりとし、その任期は第12条の規定により、この法人の第2の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

(候補者名)

防災連携委員 大友康裕、塚田幸広、橋田俊彦、森本章倫、山本佳世子

学識会員 田村和夫、永野正行、目黒公郎、米田雅子、和田章

- 4 この規則の施行時の主担当学協会及び副担当学協会は、それぞれ一般社団法人日本災害医学会及び公益社団法人日本都市計画学会とする。

第 2 号議案

一般社団法人 防災学術連携体

2020 年度 事業計画（案）

2020 年度の事業計画について、防災学術連携体定款第 4 条（事業）の各事項に沿って、その内容を示す。

（1）シンポジウムの開催等の防災に関する普及活動

1) 第 12 回防災学術連携シンポジウム

2021 年 11 月 6 日、7 日に開催予定の「第 6 回防災推進国民大会」（内閣府・防災推進協議会・防災推進国民大会主催）におけるシンポジウムの計画を作成し、応募する。

2) 第 13 回防災学術連携シンポジウム

日本学術会議 防災減災学術連携委員会と連携して開催する第 13 回防災学術連携シンポジウムの計画を作成する。

（2）各学協会等の取組み等を紹介する防災関連の学術総合ポータルサイトの運営

防災関連の学術総合ポータルサイトとしての防災学術連携体ウェブサイトを引き継ぎ、一般社団法人防災学術連携体のウェブサイトとしてリニューアルする。同時にパンフレット、名簿等のリニューアルも行う。

（3）学協会間等の連絡網の構築及び緊急事態における必要な活動

常時は学会間の連絡を緊密にして交流を促進するための手段として、災害などの緊急時には緊急連絡網として機能されることを目的としてつくられた、防災学術連携体の防災連携委員、各学会の事務局の名簿を引き継ぎ、一般社団法人防災学術連携体の防災連携委員、各学会の事務局の名簿にリニューアルする。

（4）政府・自治体・関係機関等との交流の促進

府省庁等に一般社団法人防災学術連携体の設立を伝え、交流促進につなげる。

日本学術会議 防災減災学術連携委員会、内閣府防災担当をはじめ府省庁の防災関係者との連絡会開催に向けた準備を行う。

内閣府防災担当が事務局を務める防災推進国民会議に委員として参画するとともに、第 6 回防災推進国民大会に積極的に参加する。

（5）学協会等の交流の推進及び総合的な視点をもった防災研究の推進

1) Web 研究会

会員学協会等の連携を深めることを目的に、各学協会等から順に関心テーマを決めて戴き、防災連携委員・学識会員等を対象に、話題提供と質疑と討論を行う Web 研究会を定期的に開催する。

2) データベースの更新と活用

防災学術連携体の各学会の防災関連委員会のデータベースを引き継ぎ、一般社団法人防災学術連携体の各学協会のデータベースにリニューアルする。

(6) 国際交流の推進及び世界の防災への貢献

防災学術連携体ウェブサイトにおける英文情報を引き継ぎ、一般社団法人防災学術連携体ウェブサイトの英文情報にリニューアルする。

(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う

各種報道機関等に一般社団法人防災学術連携体の設立を伝える。

各種報道機関からの取材申し込みに対して積極的に対応する。メディア掲載情報は、リニューアルした一般社団法人防災学術連携体ウェブサイトにとりまとめ、掲載する。

第3号議案
一般社団法人 防災学術連携体 2020年度 収支予算 (案)

(自2021年3月8日 ～至2021年6月30日)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	0	0	0	
会費収入	0	0	0	
賛助会員会費収入	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
寄付金収入	0	0	0	
寄付金収入	1,686,214	0	1,686,214	
雑収入	0	0	0	
受取利息	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
事業活動収入計	1,686,214	0	1,686,214	
2. 事業活動支出				
事業費支出				
発送運搬費	0	0	0	
編集費・印刷	150,000	0	150,000	パンフレットリニューアル
ポータルサイト運営費	100,000	0	100,000	WEBサイトリニューアル
法人設立費	340,000	0	340,000	田中公認会計士・もみき法律事務所
会場費	0	0	0	
会場設営費	0	0	0	
雑費	30,000	0	30,000	
管理費支出				
人件費	150,000	0	150,000	小野口・中川
旅費交通費	50,000	0	50,000	
通信電話料	13,500	0	13,500	
事務局管理費	60,000	0	60,000	
雑費	20,000	0	20,000	
事業活動支出計	913,500	0	913,500	
事業活動収支差額	772,714	0	772,714	
当期収支差額	772,714	0	772,714	
次期繰越収支差額	772,714	0	772,714	

会員リスト

一般社団法人 防災学術連携体 正会員 59 学協会 (2021 年 4 月 1 日)

資料 4

特定非営利活動法人 安全工学会	一般社団法人 日本公衆衛生学会
”特定非営利活動法人	日本古生物学会
横断型基幹科学技術研究団体連合”	公益社団法人 日本コンクリート工学会
環境システム計測制御学会	一般社団法人 日本災害医学会
公益社団法人 空気調和・衛生工学会	一般社団法人 日本災害看護学会
公益社団法人 計測自動制御学会	日本災害情報学会
公益社団法人 こども環境学会	日本災害復興学会
公益社団法人 砂防学会	日本自然災害学会
一般社団法人 水文・水資源学会	一般社団法人 日本社会学会
公益社団法人 石油学会	一般社団法人 日本森林学会
一般社団法人 ダム工学会	公益社団法人 日本地震学会
公益社団法人 地盤工学会	公益社団法人 日本地震工学会
一般社団法人 地域安全学会	公益社団法人 日本地すべり学会
一般社団法人 地理情報システム学会	公益社団法人 日本造園学会
公益社団法人 土木学会	日本第四紀学会
日本安全教育学会	日本地域経済学会
一般社団法人 日本応用地質学会	公益社団法人 日本地球惑星科学連合 (JpGU)
日本海洋学会	一般社団法人 日本地形学連合
公益社団法人 日本火災学会	一般社団法人 日本地質学会
特定非営利活動法人 日本火山学会	日本地図学会
一般社団法人 日本風工学会	公益社団法人 日本地理学会
一般社団法人 日本活断層学会	公益社団法人 日本都市計画学会
一般社団法人 日本看護系学会協議会	公益社団法人 日本水環境学会
一般社団法人 日本機械学会	一般社団法人 日本リモートセンシング学会
日本危機管理防災学会	日本緑化工学会
公益社団法人 日本気象学会	一般社団法人 日本ロボット学会
一般社団法人 日本救急医学会	公益社団法人 農業農村工学会
一般社団法人 日本計画行政学会	農村計画学会
一般社団法人 日本建築学会	一般社団法人 廃棄物資源循環学会
一般社団法人 日本原子力学会	
一般社団法人 日本航空宇宙学会	

一般社団法人 防災学術連携体 学識会員 24名

2021年4月1日

国立研究開発法人土木研究所 センター長	小池俊雄
早稲田大学創造理工学部 教授	田辺新一
横浜国立大学都市イノベーション研究院 教授	前川宏一
東京工業大学環境・社会理工学院 特任教授	米田雅子
東京工業大学 名誉教授	池田駿介
東京大学 名誉教授 国土計画協会会長	大西 隆
一般社団法人 環境地盤工学研究所・理事長	嘉門雅史
九州大学 名誉教授	小松利光
京都大学大学院工学研究科 教授	高橋良和
京都大学大学院総合生存学館・教授	寶 馨
建築都市耐震研究所 代表	田村和夫
関東学院大学 特任教授	東畑郁生
東京大学先端科学技術研究センター 教授	中村 尚
東京理科大学理工学部建築学科 教授	永野正行
国立研究開発法人 防災科学技術研究所	平田 直
神戸市看護大学 学長	南 裕子
東京大学 教授	目黒公郎
国立研究開発法人国立環境研究所 理事	森口祐一
四天王寺大学 教授	山本あい子
電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授	山本佳世子
東北大学 名誉教授	吉野 博
東京工業大学 名誉教授	和田 章
九州大学農学研究院 教授	執印 康裕
北海道大学大学院理学研究院 教授	高橋幸弘

第3回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」(趣旨 仮案)

日本学術会議は、平成26年2月に「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」を制定した。これに則り、平成27年7月に日本学術会議幹事会附置委員会として「防災減災・災害復興に関する学術連携委員会」が設置され、平成27年8月の組織変更により課題別委員会の一つとなり、「自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興等の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループとの平常時、緊急事態時における連携の在り方について検討すること」を目的として活動してきた。

「防災減災学術連携委員会」は平成30年2月に上記委員会が名前を変えて平成32年9月まで継続されることになったものであり、取り組むべき課題の一つとして「学会・政府・関係機関と、平常時、緊急事態時における連携の在り方を検討する」を挙げている。

防災減災学術連携委員会は、日本学術会議の会員有志が主導して設立した防災に関わる58学会のネットワーク組織「防災学術連携体」と連携しており、平成28年熊本地震や平成29年の九州北部豪雨災害、平成30年の西日本豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震、令和元年の台風第19号など、災害発生後の学術情報の共有と広報のために、緊急記者会見、報告会、シンポジウムなどを共同で開催している。また防災推進国民大会にて、地震災害、火山災害、衛星情報・地理情報の防災への活用に関するテーマなどについてシンポジウムを開催してきた。

さらに、政府の緊急事態発生時における対応体制も踏まえて、より実効的な形に展開できるようにするため、政府関係機関の防災施策と危機管理体制との有機的な関係を構築すべく、平成30年6月に第1回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を開催し、令和元年6月には第2回となる同連絡会を開催。各機関相互の情報交換を行った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、連絡会を休止することとなったが、令和3年度は、同連絡会の第3回として、テーマを「激化する気象災害への備え」に絞り、府省庁の関連政策の紹介と防災学術連携体に所属する学会より関連研究等の情報提供をいただいた上で、関係府省庁との意見交換を行いたい。

日本学術会議の当該委員会として、政府関係機関における防災施策と危機管理体制に関する情報を理解するとともに、学術分野の活動と情報に関して政府関係機関との共有を進め、互いの今後の活動に役立てることを目的として、関係府省庁の関係部署の方には、別途資料に示す意見交換の各テーマについて、関連情報をご提供いただくとともに、日本学術会議や各学会のメンバーとの意見交換に参加いただきたい。

令和3年4月

日本学術会議 防災減災学術連携委員会委員長 米田雅子

日本学術会議 防災減災学術連携委員会＋防災学術連携体

第三回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」(プログラム仮案)

テーマ：激化する気象災害への備え

地球温暖化の影響などで気象現象は近年激化しており、今後もその傾向は続くと予想されています。従来の想定よりも激しい豪雨・暴風や高潮などの気象外乱に対して、どう備えれば良いのかを考えるため、関係府省庁と関係学会との情報交換を行います。政府と学会との今後の連携のあり方も議論します。

日時 2021年8月3日(火) 13:00～16:00

場所 日本学術会議 講堂

議事

- | | | |
|--------------------------------|---|-------|
| 1. 開会・趣旨説明 | 防災減災学術連携委員会 | 13:00 |
| | 挨拶 内閣府 防災担当政策統括官 | |
| 2. 出席者の紹介 | | |
| 3. 「激化する気象災害への備え」に関する政策について | | 13:15 |
| | 府省庁の発表(例えば、4つの府省庁、各15分) | |
| | 例) 国土交通省(水管理・国土保全局、気象庁、国土地理院)、
内閣府防災担当・国土強靱化推進室等 | |
| | <休憩> | 14:15 |
| 4. 「激化する気象災害への備え」に関する学会の活動について | | 14:25 |
| | 例えば、6学会、各10分 | |
| 5. 全体意見交換 | | 15:25 |
| 6. 閉会挨拶 | 防災学術連携体 | 15:55 |
| | 終了 | 16:00 |



ぼうさいこくたい
イメージキャラクター「Bちゃん」

～震災から10年～
つながりが創る復興と防災力

資料6



岩手県のPRキャラクター「うにっち」

防災推進国民大会

ぼうさいこくたい2021

in 岩手

2021年11月6日(土) ▶ 11月7日(日)

会場：釜石市民ホールTETTO、釜石情報交流センター（チームマイル・釜石PIT）、ホテルサンルート釜石、及びその周辺
主催：防災推進国民大会2021実行委員会（内閣府・防災推進協議会・防災推進国民会議）

2021年3月30日版

全国から様々な団体・機関が現地・オンラインで大集合！

100以上の
セッション・ワークショップ
・プレゼンが出演する
国内最大級の
防災イベント！



セッション



ワークショップ



プレゼン



テントブース



屋外展示



オンライン配信

95%の参加者の
防災意識が向上！

少し
向上した
39%

向上した
56%

ぼうさいこくたい2020
参加者アンケートより

出展までのスケジュール

※開催方法、出展内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により、変更となる場合があります。

2021年

5月中を目途

出展者公募案内
・募集開始

出展者公募説明会

出展者公募締切

出展者決定

出展者説明会

11月6日(土)
7日(日)

ぼうさいこくたい
2021

一緒にイベントを盛り上げてくださる出展企業・団体を募集します！

詳しくは [ぼうさいこくたい](#)

[検索](#)

2020年度収支決算
監査報告書

私は、監事として、防災学術連携体の2020年度、すなわち、2020年4月1日から2021年3月31日までの関係書類及び伝票を閲覧した結果、本収支報告書が適正であることを報告致します。

2021年 4月 3日

防災学術連携体 監事
森口 祐一

森口 祐一 

2020年度 防災学術連携体 収支報告書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 収入の部		
1 会費		
年会費	1,850,000	
2 雑収入		
受取利子	29	
収入合計(A)		1,850,029
II 支出の部		
1 事業費		
(1) 防災学術連携シンポジウム開催(1月14日WEB開催)		
チラシ作成・資料収集・編集	50,000	
東日本大震災10周年資料集	317,281	
WEB会場設営(消毒用品等)	20,816	
冊子送料(各学会配布)	25,380	
(2) メール等通信費	145,035	
事業費計		558,512
2 運営管理費		
事務局人件費		
アルバイト代(2名)	600,000	
交通費	60,000	
事務局管理費		
コピー代・通信費等	241,300	
運営管理費計		901,300
支出合計(B)		1,459,812
当期収支差額(A)-(B)		390,217
前期繰越収支差額		1,295,997
次期繰越収支差額		1,686,214

原本に相違ありません。

防災学術連携体 監事 森口 祐一

森口 祐一 

一般社団法人 防災学術連携体 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人防災学術連携体と称する。英語表記は Japan Academic Network for Disaster Reduction (JANET-DR と略す。) とする。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本及び世界の自然災害に対する防災・減災及びより良い災害復興（以下「防災」という。）に関わる学協会等が集まり、平常時から相互理解と連携を図るとともに、政府・自治体・関係機関との連携を図り、緊急事態時に学協会間の緊密な連絡がとれるよう備えることにより、総合的な視点をもった防災研究の推進及び発展を目指し、もって防災に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) シンポジウムの開催等の防災に関する普及活動
- (2) 各学協会等の取組み等を紹介する防災関連の学術総合ポータルサイトの運営
- (3) 学協会等の連絡網の構築及び緊急事態における必要な活動
- (4) 政府・自治体・関係機関等との交流の促進
- (5) 学協会等の交流の推進及び総合的な視点をもった防災研究の推進
- (6) 国際交流の推進及び世界の防災への貢献
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第128条第3項に規定する措置により開示することができる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の正会員、学識会員、特別会員及び賛助会員の4種とし、正会員、学識会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、防災に関わる研究・活動に関わる国内の学協会であって、この法人の事業を推進する者とする。
- (2) 学識会員は、防災に関わる研究・活動に関わる個人であって、この法人の事業を推進する者とする。
- (3) 特別会員は、防災に関わる研究・活動を行う研究者の団体であり、この法人の事業を推進する者とする。
- (4) 賛助会員は、この法人の事業を賛助する法人または個人とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事会に提出して、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に生ずる費用に充てるために、会費を納めるものとする。

- (1) 正会員、学識会員及び特別会員は、毎年度8月末までに年会費を納めるものとする。その金額は規則に定める。
- (2) 賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。その金額は規則に定める。

(退会)

第9条 会員は退会届を提出することにより、任意にいつでもこの法人を退会することができる。

(除名について)

第10条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあるときには、総会の議決を経て、除名することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 法人・団体である会員が解散したとき、または個人である会員が死亡したとき。
- (3) 総会において総会出席者の3分の2が同意したとき。

第3章 総会

(構成と議決権)

- 第12条 この法人の総会は、すべての正会員、学識会員及び特別会員によって構成される。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
 - 3 総会における議決権は、正会員及び特別会員につき各6個とし、学識会員につき各1個とする。

(権限)

第13条 総会では、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種別)

- 第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は毎年1回開催する。
- 2 定時総会は事業年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第15条 この法人の総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総会の総議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員、学識会員及び特別会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第16条 代表理事は、社員総会を招集するときは、社員総会の開催日の1週間前までに社員に対して、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面または電磁的方法による通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第18条 総会は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員、学識会員及び特別会員の出席により成立し、総会出席者の議決権の過半数をもって議決を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は全ての正会員、学識会員及び特別会員の半数以上であって、全ての正会員、学識会員及び特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由により欠席する者は、書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使することができるほか、他の正会員、学識会員または特別会員を代理人として議決権を行使することができる。

4 前項の方法により議決権を行使した場合は、出席とみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(理事及び監事の設置)

第20条 この法人に、理事3名以上5名以内、監事1名を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(選任)

第21条 理事と監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の在任期間と同一とする。

3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、交通費等の実費弁償を除き無報酬とする。

(解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除または限定)

第27条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第33条 理事または監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第3項に規定する報告については適用しない。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第34条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第36条 基金の返還の手続きについては、定時社員総会の決議により、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会へ報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) これらの附属明細書

2 前項の規定により理事会の承認を経た書類並びに監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 幹事会及び委員会

(幹事会)

第41条 この法人は、事業遂行のために幹事会を設けることができる。

2 幹事会の構成及びその他必要な事項については、別に規則に定める。

(委員会)

第42条 この法人は、事業遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の構成及びその他必要な事項については、別に規則に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

(1) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(2) 事務局長及び職員の任免は、理事全員の同意を得た上で代表理事が行う。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 本定款は、総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第46条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人または特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に贈与する。

第11章 補則

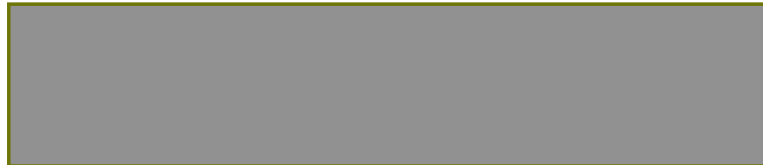
(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

田村和夫

米田雅子

和田 章



(設立時の役員)

第48条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 田村和夫

設立時理事 米田雅子

設立時理事 和田 章

設立時監事 加藤俊行

設立時代表理事 和田 章

(最初の事業年度)

第49条 この法人の初年度の事業年度は、この法人の設立の日から令和3年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。